平成２４年（フ）第６号
北海道登別市新生町５丁目９番地２
債務者　土井　正清
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３４４号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割34番地31
債務者　大坊　順子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３号
福島県会津若松市東山町大字石山字天寧186番地の５
債務者　安田　信宏
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第６号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字石高203番地の１　成田アパート１号、前住所福島県会津若松市町北町大字中沢字中地132番地
債務者　佐藤　綱芳
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字石高203番地の１　成田アパート１号、前住所福島県会津若松市町北町大字中沢字中地132番地
債務者　佐藤トシミ
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
福島県河沼郡会津坂下町字沢ノ目1719番地、前住所福島県大沼郡会津美里町字布才地432番地９
債務者　松本恵美子（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
神奈川県平塚市真田557番地の27、破産手続開始決定申立時の住所神奈川県秦野市北矢名1235番地
債務者　宮野　良三
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３７号
神奈川県中郡二宮町二宮1469番地　サニープレイスＡ102
債務者　碓井　　卓
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５１号
神奈川県平塚市南金目1687番地の１　フラットⅢ―101号
債務者　鈴木　英世
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５３号
神奈川県厚木市山際410番地２　ビュークレストＢ―102
債務者　山口　啓二
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第９４号
大阪府枚方市黄金野１丁目２番36―11号
債務者　坂本　広太
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４３号
大阪府高槻市永楽町４番14号
債務者　山村　礼子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１７号
大阪市住之江区御崎１丁目６番６号　アドバンスハイム201
債務者　日和佐恵美子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２８号
大阪市都島区友渕町１丁目５番９―1418号
債務者　早田　安宏
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４６号
大阪市住之江区御崎６丁目15番19号
債務者　照屋　直也
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８６号
大阪府寝屋川市明徳１丁目６番48―203号、前住所大阪府枚方市東香里元町17番18号
債務者　岩井　廣文
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４５号
大阪府東大阪市稲葉１丁目５番11―204号
債務者　町田　勝則
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部